

平成22年度山武郡市職員合同採用試験

受付期間 平成22年8月2日(月)～8月13日(金)

試験日時 9月19日(日)

午前10時(9時受付開始)

試験会場 千葉県立東金高等学校

[東金市東金1410]

※一般行政職初級の身体障害者の試験会場は、次のとおりです。

受験団体	試験会場
九十九里町	つくも遊遊館 [九十九里町不動堂126番地]
横芝光町	横芝光町役場 [横芝光町宮川11902番地]
山武郡市広域行政組合	山武郡市医療福祉センター [東金市堀上360番地2]

受付場所 受験を希望する団体の人事担当課(山武市については、各出張所も受付可)

※ホームページからも様子をダウンロードできます。<http://www.sanbukouiki-chiba.jp>

■参加団体と採用予定人員 ※受験の申込みは一参加団体に限りです

団体名 (電話番号)	職種別採用予定人員										
	一般行政職			保 育 士	幼 稚 園 教 諭	保 健 師	看 護 師	消 防 職	技術職		
	上 級	初 級	初 級 <small>(身体障害者)</small>						建 築	土 木	初 級
東金市 ☎(50)1118	3	1		3	1	1			1	1	
山武市 ☎(80)1117	5			2							
大網白里町 ☎(70)0301	7						1				
九十九里町 ☎(70)3106		3	1		1						
芝山町 ☎0479(77)3901		4									
横芝光町 ☎0479(84)1211		4	1								
山武郡市広域水道企業団 ☎(55)7851		1									2
山武郡市広域行政組合 ☎(54)0250	2	1	1					5			

■試験職種および受験資格

試験区分	受 験 資 格	
一般行政職	上 級	・昭和50年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた方で、学歴を問わない。 ただし、山武市については、昭和55年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた方。 ・平成元年4月2日以降に生まれた方で学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)を卒業した方。(平成23年3月までに卒業見込みの方を含む。)
	初 級	・昭和60年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた方で、学歴を問わない。ただし、東金市および山武郡市広域行政組合については、平成元年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた方。
	初 級 (身体障害者)	・昭和60年4月2日から平成5年4月1日までに生まれ、次の全ての要件を満たす方で、学歴を問わない。 (1) 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から6級までであること。 (2) 自力により通勤ができ、介護なしに職務の遂行が可能であること。 (3) 活字印刷文の出題への対応が可能であること。
保 育 士	・昭和57年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた方で、保育士の資格を有する方および平成22年度に実施される試験で資格取得見込みの方。ただし、山武市については、保育士および幼稚園教諭の資格を有する方ならびに平成22年度に実施される試験で保育士および幼稚園教諭の資格取得見込みの方。	
幼 稚 園 教 諭	・昭和57年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた方で、幼稚園教諭の資格を有する方および平成22年度に実施される試験で資格取得見込みの方。ただし、九十九里町については、幼稚園教諭および保育士の資格を有する方ならびに平成22年度に実施される試験で幼稚園教諭および保育士の資格取得見込みの方。	
保 健 師	・昭和50年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた方で、保健師の資格を有する方および平成22年度に実施される試験で資格取得見込みの方。	
看 護 師	・昭和57年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた方で、看護師の資格を有する方および平成22年度に実施される試験で資格取得見込みの方。	
消 防 職	・昭和62年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた方で、学歴を問わない。	
技 術 職	建 築 上 級	・昭和50年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた方で、学歴を問わない。
	土 木 上 級	・平成元年4月2日以降に生まれた方で学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)を卒業した方。(平成23年3月までに卒業見込みの方を含む。)
	初 級	・昭和60年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた方で、学歴を問わない。

◎次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- ①日本の国籍を有しない者(保育士、保健師および看護師)については、日本国籍を有しない永住者および特別永住者も受験できます。
- ②成年被後見人または被保佐人(準禁治産者を含む。)
- ③禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終るまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- ④当該地方公共団体において、懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ⑤日本国憲法施行の日以降において日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者